#### 給食費などの支払いが困難な方へ

# <sup>令和6年度</sup> 就学援助制度についてのお知らせ

市では「糸島市児童生徒就学援助規則」の規定に基づき、市内に住所を有し、糸島市立の小中学校または、国・県立の小中学校に通学する児童生徒で経済的な理由により就学困難と認められる世帯の保護者に対して、学用品費や給食費などの費用の一部を援助しています。就学援助は、保護者が学校に支払った校納金の一部又は全部を指定された口座に振り込むことにより補助する制度です。校納金を免除する制度ではありません。

申請書は、各学校事務室、市役所の学校教育課窓口またはホームページに備えています。申請は、 申請者が市役所学校教育課に申し込みます。また、現在、就学援助を受給されていても自動的に次 年度に継続されません。継続して就学援助を受けたい場合は、毎年度申請が必要です。

なお、令和6年4月に小・中学校に入学される方で、新入学学用品費の入学前支給についての申請を行った方は、その際に令和6年度の就学援助についても併せて受け付けていますので、今回の申請は必要ありません。

#### ① 対象 者

世帯が次のいずれかの申請理由に該当する場合、就学援助の対象となります。

- 1 生活保護の廃止・停止を受けたが、なお経済的に困っている。
- 2 市民税が非課税とされ、または、減免の適用を受けている。
- 3 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当が現在支給されている。
- 4 その他特別な事情により生活状態が悪く困っている。

### ② 「4 その他特別な事情により生活状態が悪く困っている。」の認定基準

申請理由「4 その他特別な事情により生活状態が悪く困っている。」の場合、「令和6年度市民税の所得割課税額の世帯合計額(税額控除前(調整控除を除く)の税額)」が 80,100 円以下を基準とします。(生計を一にする世帯員が複数人いる場合、それぞれの市民税額を合算して判断します。)

併せて、学校長の意見や申請書に記載される申請理由などに基づき、教育委員会が総合的に判断して認定の可否を決定します。

市民税額の確認にあたり、「税証明委任状(就学援助用)」の提出が必要です。学生を除く16歳以上の世帯員全員の直筆(代筆不可)による署名が必要です。

### ③ 援助額

就学援助は、給食費·学用品費·校外活動費·修学旅行費などの一部又は全部を援助します。援助する金額の目安は、認定者に発送する認定通知書に記載します。

※支払の通知は行いませんので、振込先の通帳に記帳することなどでご確認ください。

#### ④ 申請の方法

申請者(保護者)が市役所学校教育課(2階 15 番窓口)に申請書および必要書類を直接または郵送で提出してください。

窓口に必要書類のみ持参された方は、窓口支援システムによって申請書作成の手続きを行います。窓口の混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください(記載台はありません)。

- (1) 申請に必要なもの(郵送の場合は必ず同封してください)
  - 就学援助申請書(原本)
  - 世帯全員のマイナンバーカード/通知カードおよび申請者の顔写真付き公的証明書
  - 児童扶養手当証書(写し可)(申請理由が3の場合に必要)
  - <u>税証明委任状(就学援助用)(原本)(</u>申請理由が2または4の場合に必要) 世帯の中で 16 歳以上の方は、全員自署してください。※学生を除く
  - 債権者登録兼口座振込申込書(**原本**)(新規または継続の方で振込先を変更する場合)
  - ※その他、審査のため必要となる書類がある場合、学校教育課から申請者へ連絡させていただくことがあります。

#### (2)受付期間

## 令和6年4月1日(月)から令和6年4月30日(火)まで

8:30から17:15まで(土・日・祝日を除く。)

※ただし、令和6年4月7日(日)に限り、午前9時から午後2時まで申請を受け付けます。

- ※郵送の場合は当日消印有効です。
- ※上記期間中に申請され認定となった方のうち、令和6年4月に小・中学校に入学される方は、新入学学用品費を併せて支給します。(入学前支給を受けていない場合)

### ⑤ 注意事項

- ※1 上記受付期間中に申請をされた方は、令和6年4月分からが援助の対象となりますが、令和6年5月1日以降の申請は、申請日の属する月の翌月からが援助の対象となります。
- ※2 3月中は、申請を受け付けることができません。
- ※3 申請理由2または4の場合は世帯の市民税額等を確認します。生計を一にする世帯員で、税の 申告をしていない収入のあった方(給与所得のみで、年末調整されている方を除く)は、就学援 助の申請時までに税務署または糸島市役所税務課で申告をしてください。
- ※4 国の制度が改正された場合などに、支給基準を変更する場合があります。
- ※5 就学援助の申請書などの記入にあたっては、ボールペンを使用してください。(消えるボールペン不可)

### ⑥ 就学援助に関するお問い合わせ・郵送先

〒819-1192 糸島市前原西一丁目1番1号 糸島市教育委員会 学校教育課 教育管理係 16092-332-2097(直通)